全国統一要求（抜粋）

1. 全ての公共工事現場で直接工事費分の単価支払いを実現
2. 砕石、砂利、砂、合材などの骨材運搬の収入も１日４万円以上に
3. 過積載復活させるな

ダンプ
建交労全国ダンプ部会

発行所
全日本建設交運一般労働組合
東京都新宿区百人町４－７－２
電話　０３（３３６０）８０２１
毎月25日発行
１部　５０円

第33回全国ダンプキャラバン 現場の要求・実態を伝えよう

統一行動

自家用の適法性を伝え 現場排除を防止しよう

全国ダンプ

全国ダンプ部会は、今年も第33回目の全国ダンプキャラバン行動（7月～8月）を各地で取り組んでいます。燃料・物価高騰が約5年間も続く中で、今年4月から適用されている「違法な白トラ利用禁止（荷主規制）」にともなう自家用（白ナンバー）排除が各地の現場で横行しています。

部会では、キャラバン行動に合わせて「単価改善や使用促進措置」、「自家用ダンプの適法性」を説明するパンフを2種類作成しました。

「埼玉北部支部」は、国道事務所や県土整備事務所、水資源ダムなど6月から計12日間、現場の要求と実態を直接訴えるなど奮闘しています。

全国キャラバン行動は今年で33回目を迎えます。行動に取り組んだきっかけは、過積載根絶闘いによって実現した1994年の道路交通法の改正（5月施行）でした。ダンプの過積載について運転手の検挙だけでなく、背後責任（荷主・荷受人）を追及する画期的な措置を全国の各発注当局に知らせ、単価改善の指導を迫る為の統一行動でした。

長期化している燃料・物価高騰で生活悪化に追い打ちをかけるように荷主規制に伴う「自家用排除」が各地に広まり、4月以降にダンプを廃業する仲間が後を絶ちません。

一方で昨年から部会や各支部が国交省や運輸局・支局への要請行動に取り組み、自家用ダンプの適法性を認める事務連絡や国土交通大臣の国会答弁が示されています。

自家用ダンプの適法性は「労働者性」を書面契約などで確認できるようにすることです。各支部ではダンプ持ち労働者として、各地の下請会社や砕石プラントと「就労契約・労働協約」を交わして各現場で組合員が就労を継続しています。新たに加入した組合員も少なく有りません。

今回のキャラバン行動を改めて全国統一行動として位置付けて各支部が取り組む必要があります。また、政府の事務連絡が各建設会社や自治体などにも理解されていない状況も有ります。各発注当局への要請行動に組合員が参加し、状況をリアルに伝えることも大切です。自家用ダンプの仕事を守る立場で全国部会が先頭に立って奮闘しましょう。部会作成のパンフレットを活用しましょう。

部会が作成したキャラバンパンフ（左が待遇改善、右が自家用適法性）

自家用ダンプ排除防止と待遇改善を埼玉県内の各発注者に求めました。

埼玉北部

自家用ダンプ排除防止 待遇改善の実施求める

埼玉ダンプ北部支部は、全国キャラバン行動に合わせて6月22日より国、県の出先機関などへ計18か所、12日間の要請を行っています。要請内容は「12条団体等使用促進」を確認しました。今年は4月貨物自動車運送事業の一部改正により各地域で「自家用排除」が発生していることから、全ての自家用が違法ではないと発注者側から受注業者を集めた各研修会や工程会議等で理解させるよう求めました。

また、今年も建設労働者のことも含めて、社会保険未加入問題、今年4月から労働安全衛生法の改正がされ厳しくなったこと、建退共の電子申請の推進、ダンプの設計労務単価を「特殊運転手」に引き上げること等を要請しました。

各発注者に現場の実態を説明し、理解を求めました。どの発注者も「勉強になりました」と話してくれました。

若い人達に興味を持ってもらえるように来年以降も要請を続けていきます。

自家用ダンプは適法 合材職場も就労可能

前田道路の各プラントと自家用の代車契約を求めました。（6月8日東京都内）

全国ダンプ

前田道路へ要請行動 プラントとの契約を

全国ダンプ部会は、前田道路本社への要請行動を6月8日（月）に実施しました。

建交労から東海ダンプ支部高橋書記長、埼玉南部支部矢具野書記長、全国ダンプ部会廣瀬事務局長が参加しました。前田道路側は製品事業部及び瀧澤社労士など3名が出席しました。主な議題は「自家用ダンプの使用」についてです。

前田道路は、昨年4月以降に埼玉県朝霞市のプラントでの自家用排除を徹底し、合材協会にも影響を広げています。一方で、前田道路は仕事をこなすことが出来なくなり売上が激減しています。

部会からは、2／10事務連絡と国土交通大臣の国会答弁の資料など、個人の自家用ダンプの使用について適法性があることを示し、「各プラントで自家用ダンプと代車契約をすれば問題ない」と改善を強く求めました。さらに「荷主規制の対象はプラントではなく、直接ダンプに仕事を依頼する下請会社」であることを伝え、「このまま営業車の使用を無理やり広げていくと名義貸し（違法行為）につながる」と話し、道路会社にも道義的責任があることを示しました。

4月から新任の製品事業部長は、「直接プラントでの契約等が可能かどうかを社内で検討したいと思いますが、他社のプラントで実例が有れば教えてもらいたい」と話しました。前田側は、昨年の交渉では「身の丈に合った仕事をする」として自家用の使用については、頑なな姿勢を見せていましたが、背に腹を変えられない実情もあり、対応が大きく変化しているように感じられました。引き続き交渉を行うと共にこうした実例を挙げながら、行政に対して見解の改善を求めます。

ナンバー問題学習会に組合員と建設業者が参加しました。（6月23日郡山市内）

ナンバー問題学習会 組合員と業者が参加

東北

東北ダンプ支部福島分会では、県内において自家用排除の動きが続いていることから、「ナンバー問題学習会」を6月23日（火）郡山市内の会議室で開催しました。

分会では取り組みを大きく広げようと福島県郡山市から白河地区を中心に、6月初旬から組合員の家を一軒一軒訪問して歩き、広く関係者や仲間を誘っての参加を訴えてきました。

またダンプを使う建設会社に対しては、「自家用の使用が違法である」という誤解や戸惑いを持っていることもあり、払拭させる事も重要です。

建設業協会の会員企業である地元の建設会社97社に対しても学習会の案内状を郵送しました。

開催当日は、全国ダンプ部会森谷顧問から資料に基づいてこれまでの取り組みの経緯と自家用ダンプの使用については、労働性が有れば違法とならないことを説明しました。（参加者：組合員、建設会社関係者4名の計24名）

北陸ダンプ

5大要求に団結して 自家用の仕事守ろう

第32回北陸ダンプ支部定期大会を6月21日（日）、石川県地場産業振興センターにて開催しました。

開会のあいさつで山田満執行委員長は「トラック新法の施行に伴い、『白トラは違法』との業界団体の間違った解釈により、白トラ排除が過熱し、ダンプ一人親方を取り巻く環境は非常に厳しいのが現状です。組合では『トラック新法』の勉強会や建設業協会などに労働契約を締結すれば、仕事ができることを説明してきました。いつまでも下を向かずにもっと先、上を向いて組合員みんなで試練を乗り越えていこう。『一人はみんなのために、みんなは一人のために』を合言葉に一致団結して頑張っていこう」と話しました。

新年度の運動方針では、全国ダンプキャラバン行動では、ナンバー問題に焦点を当てながら、①公共事業での使用促進闘争の推進、②組合員の団結強化、③定期大会・各分会の集会・交通安全講習会への参加、④適正な賃金・労働条件の確保や低単価改善に向けた元請指導の強化、⑤過積載防止措置の装着義務付け、⑥一人親方の労災保険加入促進、⑦組織拡大では、軽貨物事業主を対象に組合員拡大を図ることを示しました。

執行委員長に山田満氏、書記長に東史郎氏を再任し、新たに副委員長に廣地康幸氏が就任しました。２０２６年度運動方針や予算案などを原案通り承認し、全国５大統一要求の実現へ団結を誓いました。

最後に、後藤誠執行委員の発声で「団結ガンバロー！」を三唱し、閉会となりました。

役員体制

委員長　山田　満
副委員長　廣地　康幸
書記長　東　史郎

自家用の仕事を守る為に団結、奮闘することを確認しました（6月21日金沢市内）